

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高山市入札参加資格者名簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	高山市が行う競争入札に参加できる者の確認等のために使用する	
記録項目	1 業者連番、2 適用日、3 連番、4 住所区分、5 住所区分名称、6 商号カナ、7 商号漢字、8 宛名番号、9 郵送番号、10 住所、11 代表区分、12 代表者名、13 電話番号、14 FAX 番号、15 メール、16 登録番号、17 能力区分、18 能力区分名称、19 指名区分、20 指名区分名称、21 経営審査区分、22 経営審査区分名称、23 経営審査点数、24 経営審査開始日、25 経営審査終了日、26 全技術者数、27 その他職員数、28 建設業経理事務士数、29 資本金、30 営業年数、31 年間平均工事高、32 許可区分、33 許可NO、34 許可番号、3	
記録範囲	高山市が行う競争入札に参加できる資格を有する者	
記録情報の収集方法	申請者より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市財務部契約管財課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	墓地利用受付事務	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	墓地利用者管理のために使用	
記録項目	1 墓地名、2 区画名、3 面積、4 使用者氏名、5 建造者氏名、6 使用者住所、7 電話番号、8 使用許可日、9 墓碑建立日、10 備考(返還事項：返還者名・住所・返還年月日・前使用者との続柄等)	
記録範囲	墓地利用申請者	
記録情報の収集方法	墓地利用申請者より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市財務部契約管財課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	登記事務	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	登記のために使用	
記録項目	1 登記依頼番号、2 事業名、3 所在、4 地番、5 地目、6 登記面積、7 登記の種類、8 筆数、9 申請受付年月日、10 申請受付番号、11 備考（登記内容）、12 依頼高山市役所各課、13 担当者、14 結果通知番号	
記録範囲	原課からの登記依頼書	
記録情報の収集方法	登記依頼をする課で収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市財務部契約管財課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	土地貸付事務（有償）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	普通財産貸付状況の把握及び貸付料の納入状況確認のために使用	
記録項目	1 契約所管、2 支払方法（年払・月払・短期貸付）、3 貸付先名、4 区分（国・県・一般等）、5 代表者名、6 郵便番号、7 住所、8 契約番号、9 貸付地、10 用途、11 区分（土地・建物）、12 貸付面積、13 貸付期間、14 貸付料、15 納付書表記（必要に応じて）、16 納期限、17 納入方法、18 調定時期、19 調定日、20 調定番号（伝票番号、調定番号）、21 納付書発行時期、22 発行（済・未済）、23 発送先（貸付先住所と異なる場合）、24 納入日	
記録範囲	普通財産借受者	
記録情報の収集方法	普通財産借受申請書提出者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市財務部契約管財課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	土地貸付事務（無償）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	普通財産貸付状況の把握のために使用	
記録項目	1 契約所管、2 種別（国・県・一般等）、3 契約者、4 貸付地、5 契約番号、6 面積、7 区分（無償）、8 用途、9 貸付期間、10 貸付開始年月日、11 無償根拠条例、12 所管課、13 区分（目的）	
記録範囲	普通財産借受者	
記録情報の収集方法	普通財産借受申請書提出者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市財務部契約管財課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル 有 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	土地貸付事務（月極駐車場貸付）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	普通財産貸付状況の把握及び貸付料の納入状況確認のために使用	
記録項目	1 貸付駐車場、2 区画、3 貸付者氏名、4 郵便番号、5 住所、6 電話番号、7 駐車料金、8 当初調定（月数・金額）、9 変更調定（月数、金額）、10 伝票番号、11 納入日	
記録範囲	普通財産借受者	
記録情報の収集方法	普通財産借受申請書提出者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市財務部契約管財課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル 有 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	行政財産使用許可事務（庁舎目的外使用関係）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部契約管財課	
個人情報ファイルの利用目的	行政財産目的外使用許可状況把握のために使用	
記録項目	1 許可所管、2 許可連番、3 団体名、4 代表者名、5 住所、6 使用用途等、7 占有面積、8 許可期間、9 使用料（単価、全体額）、10 減免額（減免基準、減免率）、11 必要経費額	
記録範囲	行政財産目的外使用者	
記録情報の収集方法	行政財産使用許可申請書提出者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市財務部契約管財課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人住民税ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の賦課事務のために使用	
記録項目	1 住登区分、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 性別、6 続柄、7 世帯番号、8 宛名番号、9 個人番号、10 法人番号、11 世帯情報、12 除票情報、13 資格情報、14 申告区分、15 給与等支払者、16 所得、17 所得控除、18 扶養状況、19 課税標準、20 税額、21 税額控除、22 徴収方法	
記録範囲	個人住民税の納税義務者及び賦課期日現在、高山市内に住所を有する者のうち申告書を提出した者	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市役所市民課及び法務局、所得に関する事項については本人の申告又は税務署から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市財務部税務課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	法人市民税ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の賦課事務のために使用	
記録項目	1 法人名、2 代表者氏名、3 本店住所、4 本店電話番号、5 産業分類、6 設立及び解散年月日、7 営業所及び支店名、8 営業所及び支店住所、9 決算日、10 法人税額、11 控除額、12 従業者数、13 資本金等の額、14 関与税理士、15 税額、16 収納額、17 収納日、18 滞納額、19 督促額、20 延滞額	
記録範囲	高山市の区域内に法人の登記もしくは事業を行っている法人	
記録情報の収集方法	基本的事項については法務局、所得に関する事項については法人の申告又は税務署から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市財務部税務課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産税ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の賦課事務のために使用	
記録項目	1 住登区分、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 性別、6 続柄、7 世帯番号、8 宛名番号、9 個人番号、10 法人番号、11 世帯情報、12 除票情報、13 資格情報、14 法人名、15 代表者氏名、16 本店住所、17 本店電話番号、18 産業分類、19 設立及び解散年月日、20 営業所及び支店名、21 営業所及び支店住所、22 決算日、23 登記情報、24 評価情報、25 課税情報、26 軽減特例減免情報	
記録範囲	納税義務者、納税管理人及び納税通知書の送付先名義人、また、高山市内で事業を営んでいる法人や個人	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市役所市民課、住所地の市区町村長、法務局、登記に関する事項については法務局、償却資産については本人又は法人の申告により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市財務部税務課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の賦課事務のために使用	
記録項目	1 住登区分、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 性別、6 続柄、7 世帯番号、8 宛名番号、9 個人番号、10 法人番号、11 世帯情報、12 除票情報、13 資格情報、14 法人名、15 代表者氏名、16 本店住所、17 本店電話番号、18 産業分類、19 設立及び解散年月日、20 営業所及び支店名、21 営業所及び支店住所、22 決算日、23 車種、24 標識番号、25 課税区分、26 減免区分、27 車名、28 車台番号、29 型式認定番号、30 型式、31 原動機型式、32 年式、33 排気量、34 定置場所、35 初度検査年月、36 燃料の種類、37 グリーン化特	
記録範囲	軽自動車税の納税義務者	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市役所市民課、法務局、車両の情報に関する事項については本人又は法人の申告、軽自動車検査協会、飛騨自動車検査登録事務所より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市財務部税務課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	入湯税ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の賦課事務のために使用	
記録項目	1 住登区分、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 性別、6 続柄、7 世帯番号、8 宛名番号、9 個人番号、10 法人番号、11 世帯情報、12 除票情報、13 資格情報、14 法人名、15 代表者氏名、16 本店住所、17 本店電話番号、18 産業分類、19 設立及び解散年月日、20 営業所及び支店名、21 営業所及び支店住所、22 決算日、23 入湯客数、24 課税免除客数、25 税額	
記録範囲	高山市内で温泉施設を経営している法人や個人	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市役所市民課、法務局、入浴客数の情報に関する事項については本人又は法人の申告より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市財務部税務課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	相続人代表者届出控綴り	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の賦課事務のために使用	
記録項目	1 住登区分、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 性別、6 続柄、7 世帯番号、8 宛名番号、9 個人番号、10 法人番号、11 世帯情報、12 除票情報、13 資格情報	
記録範囲	相続人代表者届出に記載された者	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市役所市民課、相続人の情報に関する事項については本人の申告により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市財務部税務課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	収納管理ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の徴収のために使用	
記録項目	1 住登区分、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 性別、6 続柄、7 世帯番号、8 宛名番号、9 個人番号、10 法人番号、11 世帯情報、12 除票情報、13 資格情報、14 法人名、15 代表者氏名、16 本店住所、17 本店電話番号、18 産業分類、19 設立及び解散年月日、20 営業所及び支店名、21 営業所及び支店住所、22 決算日、23 納付区分、24 賦課額、25 収納額、26 収納日、27 滞納額、28 督促額、29 延滞額、30 金融機関、31 口座種別、32 口座番号、33 口座名義人	
記録範囲	納税対象者	
記録情報の収集方法	基本的事項については高山市役所市民課、法務局、収納に関する情報については指定金融機関等の収納情報により収集、また徴収に関する情報については、納税対象者からの聞き取り等により職員が情報を収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市財務部税務課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	—